

社会福祉法人出雲南福社会 行動計画

次世代育成支援対策推進法による職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日
2. 課題：職員が仕事と子育てを積極的に行えるよう支援する。
3. 内容：

目標1：職員の年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間6日以上とする

《対策》

- 令和8年4月1日～ 職員の年次有給休暇取得日数を把握する。
- 令和8年4月1日～ 引き続き、職員が年次有給休暇を取得しやすい職場環境に努める。
- 令和8年4月1日～ 管理者会で定期的に現状報告する。

社会福祉法人出雲南福社会 行動計画

女性活躍推進法による女性の活躍推進に取組、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

2. 課題：女性のキャリアアップを支援する。

3. 内容：

目標1：女性の管理職・主任等の指導的立場の職員割合を40%以上とする。

《対策》

- 令和8年4月1日～ 女性の指導的立場の職員数を把握する。
- 令和8年4月1日～ 引き続き女性のキャリアアップ体制の強化に努める。
- 令和8年4月1日～ 管理者会で定期的に現状報告する。